

近世上方幕府直轄都市と譜代藩

藤 本 仁 文

【要約】 本稿は、近世上方における幕府直轄都市と譜代藩の關係に注目しつつ、当該地域の支配構造の特質およびその歴史的展開を明らかにしようとするものである。一七世紀において上方は西国有事に備える軍事拠点として位置づけられ、これを担う譜代大名が重点的に配置されていた。幕府直轄都市と譜代藩の城下町は連動して機能し、またそこに配置された譜代大名が協働することで西国有事に備えていたのである。一七世紀末―一八世紀初頭に幕府が従来の軍事戦略を転換させ上方の位置づけを変えたことよって、地域差が解消され均質化が進められながら、当該地域を含めて全国支配の再編が行われることになった。この結果、譜代大名の転封は激減しその城下町は政治・経済の拠点として全国各地で定着していき、また上方では幕府の支配だけでなく、藩が一定程度の独自性を持ちながら個別領主支配を行う二元的支配が展開することになった。

史林 九五卷一号 二〇一二年一月

はじめに

本稿は、近世上方支配の特質およびその歴史的展開を、江戸幕府直轄都市と譜代藩の關係に注目しながら明らかにするものである。日本近世においては、徳川將軍の居城がある江戸、さらには関東が江戸幕府の直接的な基盤として重要な位置づけを持っていた。一方江戸から離れた上方には、古代・中世から続く朝廷・寺社勢力が、また江戸と並ぶ大都市である京都・大坂が存在した。さらにはより遠距離に位置し多数の有力外様藩を抱える西国を抑えるという意味合いをも兼

ねて、上方もまた江戸幕府が全国支配を行うための拠点として重要な位置づけにあった。このため、江戸幕府が当該地域をどのように支配してきたかに関して、多くの研究者がその解明に取り組んできた。^① こうした当該地域の支配に関しては長い研究史があるが、近年では都市を視点とした研究が進展していることが新たな特徴となっている。

当該地域を対象とする研究に限ったことではないが、従来の研究は村落を視点としながら進められてきたといえる。当該地域の支配に即して言うと、一つの村を複数の領主が支配し、またその領主交代も頻繁である当該地域を、個別領主あるいは幕府の遠国奉行である京都・大坂町奉行所等がどのように支配してきたか、あるいは逆に村がどのような役割を果たしてきたか、という問題意識を立論の根底に据えてきた。近年、こうした従来の研究を踏まえつつ、大坂町奉行所や領主の御用を請け負う都市の町人たちの役割に注目して「支配の拠点」として都市を位置づけようとする村田路人氏や、「軍事拠点としての大坂」に注目し大坂城代・定番等を組み込んだ上方支配論を提起した岩城卓二氏^③、さらには広くイメージとして定着し流布している「町人の都」大坂を「武士の町」と読み直す藪田貴氏^④の研究のように、着眼点を村落ではなく都市に置き、そこから近世上方の特徴を考えようとする潮流が新たに生まれているといえる。

また右のように幕府直轄都市に注目することで、かつて水本邦彦氏が当該地域の大名が担当する土砂留制度を分析して提起した「畿内・近国大名の当該地域の全体的統治に果たす積極的役割という視角」^⑤が明確に位置づけられ発展することになった。従来京都・大坂町奉行所による広域支配が展開する当該地域に何故尼崎藩らの譜代藩が敢えて配置されているのか位置づけができていなかったが、「軍事拠点としての大坂」に注目した岩城氏は、この水本氏の提起を踏まえつつ、大坂を守るために周辺に尼崎藩などが配置されていることを明らかにした。^⑥ その後京都や奈良を守る譜代藩の役割が明らかとなり、幕府直轄都市と譜代藩が一つの軍事戦略に基づいて配置されており、幕府と譜代藩が統合された領主権力として当該地域を支配する特質を持っていたことが明らかとなった。^⑦ 幕府直轄都市に注目して譜代藩の位置づけも明確になりつつあるといえる。

本稿では、右の研究成果を踏まえつつ、具体的に以下二つの課題を設定して、近世上方支配の特質とその歴史的展開を明らかにする。第一の課題は、元禄―享保期に行われた上方支配の再編が全国支配再編の一環であったことを明らかにすることである。前稿において、上方で行われていた激しい領主交代の激減および全国各地における譜代大名の転封の激減という、当該期に起こる二つの変化の理由・背景が、譜代大名による老中・京都所司代・大坂城代等への就任の形式が転換する等、大名課役のあり方が変化する点にあることを明らかにした。しかし今度は新たに、何故当該期にそうした変化が起きるのか、という課題を解決する必要性が生まれたことになる。本稿ではこの変化が、幕府が上方の位置づけを転換させることによって起こった点に注目して全国支配再編の一端を明らかにする。

第二の課題は、右で述べた元禄―享保期の位置づけを踏まえた上で、一七世紀末―一八世紀半ばにかけて起こる上方の支配構造の転換を明らかにすることである。当該地域支配の画期に関して、近年では元禄―享保期を位置づける大宮守友・村田氏の成果と田沼政権期を位置づける岩城氏の成果に二分されており、両時期の關係性の説明が重要な課題となっている。これは上方に限ったことではなく、両時期の關係性に注目して幕藩体制の転換を明らかにすることが、日本近世史研究の根本的な問題であると考えられる。本稿では元禄―享保期にかけて行われた全国支配再編によって、一八世紀半ばにかけて当該地域に一七世紀段階とは異なる新しい状況・様相が生み出されていくことを明らかにする。

- ① 『歴史科学』一九二（大阪歴史科学協議会、二〇〇八）が最新の研究史整理を行っている。
- ② 村田路人『近世広域支配の研究』（大阪大学出版会、一九九五）。
- ③ 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六）。
- ④ 藪田貫『近世大坂地域の史的研究』（清文堂、二〇〇五、以下前掲藪田著）、同『武士の町大坂』（中央公論新社、二〇一〇）。
- ⑤ 水本邦彦『土砂留役人と農民』（同『近世の村社会と国家』（東京大学出版会、一九八七）、初出は一九八一）二六六頁。
- ⑥ 岩城卓二『幕府畿内・近国支配における譜代大名の役割——摂津国尼崎藩と和泉国岸和田藩を中心に——』（前掲岩城著、初出は一九九八、以下前掲岩城論文①）。
- ⑦ 横田冬彦『非領国』における譜代大名（『地域史研究——尼崎市立地域研究史料館紀要——』二九―二、二〇〇〇、以下前掲横田論文、拙稿『近世京都大名火消の基礎的考察』（『史林』八八―二、二〇〇五、以下前掲拙稿①）、同『近世中後期上方における譜代大名の軍事的役割——郡山藩を事例に——』（『日本史研究』五三四、二〇〇

七、以下前掲拙稿②。本稿における京都大名火消や郡山藩による奈良への出勤に関する記述は、特に注記しない限り本論文に拠る。

⑧ 拙稿「近世上方支配の再編」〔史林〕九四―四、二〇一―、以下前掲拙稿③〕

⑨ 大宮守友「元禄・宝永期の奈良奉行」〔同〕近世の畿内と奈良奉行（清文堂出版、二〇〇九）、初出は一九九五、村田路人「幕府上方支配機構の再編」〔大石学編〕日本の時代史二六 享保改革と社会変容（吉川弘文館、二〇〇三）、同「元禄期における伏見・堺両奉行の一

第一章 上方譜代大名の領知宛行・転封

江戸幕府の拠点である関東・上方の両地域は譜代大名の配置でも似通った特徴を持つこととなった。北島正元氏が、天正一八年（二五九〇）の徳川家康の江戸城入城時に関東新領国に配置した徳川家臣と居城に関して以下のように説明している^①。第一に徳川氏の蔵入地を江戸付近に集中させること、第二に家臣の配置にあたっては、小知行取を江戸付近、大知行取を遠方の地域に配置し、第三に万石以上の上級家臣を後北条氏の旧支城に配置する支城駐屯制を実施し、新領国の軍事態勢を整えたとする。上方ではほぼ同様の視角から八木哲浩氏が大坂城周辺の秩序立った所領配置を明らかにして幕府領国論を提唱している^②。

従来の研究では、右のように両地域が持つ共通点に注目が集まっていたが^③、本稿では従来とは異なり、一七世紀段階における両地域の差異・相違点に注目する。具体的には徳川幕府領国をのっぺらぼうで均質なものと考えるのではなく、また関東・上方を個々別々の独立した「点」と「点」として捉えるのではなく、西国有事に備えるため、上方が前衛、関東が後衛という役割分担や連動性があったことに注目する。本章では、右の点を重視しつつ、西国有事に備える軍事拠点としての性格・位置付けをより具体的に明らかにし、関東・上方両地域に配置される譜代大名の差異・相違点に注目して、

時廃止と幕府の遠国奉行政策」〔大阪大学大学院文学研究科紀要〕四三、二〇〇三、以下前掲村田論文、岩城卓二「町奉行所広域支配と尼崎藩」〔前掲岩城著、以下前掲岩城論文②〕、同「明和六年尼崎藩領上知考」〔前掲岩城著、初出は二〇〇三、以下前掲岩城論文③〕等参照。

⑩ 拙稿「書評 岩城卓二著『近世畿内・近国支配の構造』」〔ヒストリア〕二〇九、二〇〇八、同「佐々木潤之介『幕末社会論』再読」〔日本史研究〕五九一、二〇一一、以下前掲拙稿④。

3・5・7			転封 2・4・6					
新石高	旧城地	旧石高	←	年月	大名	新石高	旧城地	旧石高
25000	旗本		←					
			←					
60000	和泉岸和田	50400	←	寛永17年9月	岡部宣勝	60000	摂津高槻	50000
36000	下総佐倉	36000	←	寛永19年7月	堀田正盛	110000	信濃松本	100000
70000	三河吉田	45000	←	寛永19年7月	水野忠善	45000	駿河田中	45000
25000	旗本		←					
			←					
53500	常陸笠間	53500	←	正保2年6月	井上正利	50000	遠江横須賀	47500
43440	三河岡崎	55000	←	正保2年7月	水野忠善	50000	三河吉田	45000
45000	豊後杵築	45000	←	正保2年7月	松平英親	37000	豊後高田	37000
			←					
38000	遠江掛川	30000	←	慶安元年閏正月	北条氏重	30000	駿河田中	25000
25000	常陸土浦	20000	←	慶安2年2月	朽木稔綱	30000	下野鹿沼	25000
15000	下総等内	10000	←					
45900	三河刈谷	30000	←	慶安2年2月	松平定政	20000	旗本	
			←					
			←					
			←					
10000	大和郡山内	—	←					
150000	陸奥福島	150000	←	貞享3年7月	堀田正仲	100000	出羽山形	100000
100000	豊後日田	70000	←					
60000	越前大野	50000	←	天和2年3月	土井利房	40000	下野足利	40000
10000	大和内	10000	←					
			←					
			←					
33000	下野烏山	30000	←	元禄15年9月	板垣重富	25000	上総大多喜	25000
20000	相模甘縄	17000	←					
			←					
151288	甲斐甲府	151288	←					
			←					

【表】

	改易				←	転封 1・	
	年月	改易大名	石高	城地		年月	大名
1	寛永14年7月	本多正武	25000	大和高取	←	寛永17年10月	植村家政
2	寛永15年8月	片桐孝利	40000	大和竜田	←	弟為元に1万石	
3	寛永17年7月	池田輝澄	63000	播磨山崎	←	寛永17年9月	松平康映
3続					←	寛永17年9月	松平康信
3続					←	寛永19年7月	水野忠清
3続					←	寛永19年9月	松平忠晴
4	寛永20年3月	一柳直家	28600	播磨小野	←	子直次に1万石	
5	正保2年3月	池田輝興	35000	播磨赤穂	←	正保2年6月	浅野長直
5続					←	正保2年6月	本多利長
5続					←	正保2年7月	小笠原忠知
6	正保3年3月	柳生宗矩	12500	大和柳生	←	三子で分封	
7	正保4年9月	菅沼定昭	38000	丹波亀山	←	慶安元年閏正月	松平忠晴
7続					←	慶安2年2月	西尾忠昭
7続					←	慶安2年8月	内田正信
8	慶安元年8月	稲葉紀通	45700	丹波福知山	←	慶安2年2月	松平忠房
9	慶安3年5月	織田信勝	34000	丹波柏原	←	幕府領	
10	寛文5年12月	池田政直	10000	播磨福本	←	二弟で分封	
11	寛文10年1月	池田邦照	10000	播磨新宮	←	幕府領	
12	延宝7年4月	池田恒行	30000	播磨山崎	←	延宝7年6月	本多忠英
13	天和2年2月	松平直矩	150000	播磨姫路	←	天和2年2月	本多忠国
13続					←	貞享3年7月	松平直矩
14	天和2年2月	本多政利	60000	播磨明石	←	天和2年3月	松平直明
15	天和2年5月	桑山一尹	11000	大和新庄	←	天和2年カ	永井直円
16	元禄8年2月	織田信武	28200	大和松山	←	幕府領	
17	元禄9年8月	小出重興	10000	和泉陶器	←	幕府領	
18	元禄14年3月	浅野長矩	50000	播磨赤穂	←	元禄15年9月	永井直敬
18続					←	元禄16年2月	松平正久
19	享保7年9月	本多忠村	110000	大和郡山	←	弟忠烈に5万石	
20	享保8年11月	本多忠烈	50000	大和郡山	←	享保9年3月	柳澤吉里
21	天明8年5月	小堀政方	10630	近江小室	←	幕府領	

一七世紀の上方が全国支配の中でどのような位置づけを占めたか確認しておきたい。

まず右のような幕府の軍事戦略に基づく上方の城郭建設および大名配置に関しては、白峰旬氏の研究がある。^⑤慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いにおける勝利以後、徳川家康・秀忠の意向に基づいて幕府奉行が担当し、また西国大名を動員しつつ、龜山・篠山城などが天下普請の城として築かれて大坂包囲網が形成され、さらに大坂の陣終結後、尼崎城・明石城などが幕府の支援を受けて建設されたことを明らかにし、「大坂の陣以後の近畿地方及び周辺地域において、幕府の譜代大名移封政策とその居城修復、及び直轄の大坂城・二条城の再築・修築に関しては、当初から幕府の統一的なマスタープランが存在していたことを強く窺わせる」と述べている。また三宅正浩氏が近世初期における戦時動員を想定した譜代大名とその与力大名の一括配置から、寛永一〇年代に大名配置の基準がいくつかの重要な城郭へと転換していくことを明らかにしている。^⑦

ここでは、白峰・三宅両氏の研究視角・成果を踏まえつつ、一七世紀において上方に配置される大名の特徴およびその配置の特質を確認しておきたい。【表】は、寛永二年（一六三三）以降に上方八カ国で幕府が大名改易を命じた際のその後の対応をまとめたものである。^⑧同年を基準にするのは、前年に八人衆を構成する永井兄弟が淀・長岡に配置されて、さらにこの寛永一年七月に将軍家光が上洛して大規模な転封を行い、また五万石の大名と城持大名に代替わりの領知行状を發給して上方の大名配置がほぼ固まるからである。^⑨なおこの【表】は、改易の項目に関しては、大名・改易の年・城地・石高に関するデータ、転封①は、無主空白地となった改易地に新たに入封した大名に関して、転封の年・新石高・旧城地・旧石高に関するデータ、転封②は、大名が動くことで無主空白地となる①の旧城地に新たに入封した大名に関する同様のデータをまとめたものである。以下③、④、⑤、⑥、⑦は同様である。

表から分かることは、幕府が上方八カ国で無嗣断絶などを理由に大名改易を命じる場合、ある原則に基づき対応してい

ことである。その原則とは、軍事的役割を担うなど上方支配のなかで重要な位置づけにあった岸和田藩などの藩では、他の大名を入封させ藩として維持する方針をとったことである。またこの場合、一大名だけを動かすのではなく、全国各地を巻き込みながら複数の大名を玉突きのように動かしていることも分かる。^⑩幕府が何故こうした対応を採るのか、寛永一七年七月の山崎藩池田氏改易時の対応を事例として考えてみたい。【表】では3にあたるが、この表が意味するところは、改易の二カ月後の同年九月に山崎へは岸和田から松平康映が移り、岸和田へは高槻から岡部宣勝が移り、高槻へは佐倉から松平康信が移り、以下数珠つなぎのように複数の大名が動いたことを意味している。この一連の転封を「江戸幕府日記」を用いて確認しておく。

【史料1】^⑪

（寛永一七年九月二一日条）

（A）一、岡部美濃守（宣勝・高槻藩主）岸和田江壹万石御加恩、都合六万石二而被遣之

（B）一、松平淡路守（康映・岸和田藩主）播州山崎江以本知之高被遣之

右両輩得替之趣、於御次間老中伝之、其後御前江御礼申上之、井伊掃部頭・酒井讃岐守御挨拶申之

（同月二八日条）

（C）一、松平若狭守（康信・佐倉藩主）於高槻本高三万六千石被下之旨、御前へ被 召出得替被 仰付

（同月二九日条）

（D）一、佐倉所替付、為御目付徳永式部少・妻木吉左衛門被遣之

【史料1】では、九月一日に、無主空白地となる山崎へ岸和田藩主松平康映が（B）、岸和田へは高槻藩主岡部宣勝

が(A)、同月二八日に高槻へは佐倉藩主松平康信が転封を命じられ(C)、同月二九日に無主空白地となる佐倉へは幕府目付が派遣されたこと(D)が記述されている。四大名を一斉に動かすことで、山崎・岸和田・高槻という上方の三城郭を、ひいては上方全体の軍事態勢を維持し、とりあえず無主空白地としてもよい佐倉を利用してあるものと考えられる。上方の城郭が連動して一つの軍事態勢を有しているため、どこか一つを廃藩にすることはできず、一斉に動かし関東の譜代藩を一旦廃藩にしているものと考えられる。なおこの段階で、無主空白地となった佐倉であるが、次の【史料2】にあるように、約二年後の同一九年七月一六日に堀田正盛が松本から移ってくることになる。

【史料2】^②

(寛永一九年七月一六日条)

一、堀田加賀守(正盛・松本藩主) 総州佐倉江得替、本領信州松本、御加増壹万石、都合拾壹万石也

(同月二八日条)

一、未刻御黒書院出御、水野隼人正(忠清・吉田藩主) 被召出 御前、信州松本之城主被仰付之、貳万五千石 御加恩、本知四万五千石、都合七万石拜領之、

一、水谷伊勢守備中松山城主被 仰付之、并従最前取来播州領之内壹万石余所悪付而、今度松山領之内二而被替下之、五万石一所二 拜領之

一、水野監物(忠善・田中藩主) 三州吉田江以本高得替被 仰付之

(同年九月一二日条)

一、松平伊賀守(忠晴) 御前江被 召出、貳万石御加恩、都合貳万五千石二而駿河田中之城主被 仰付之

【史料2】では七月一六日に松本藩主堀田が佐倉へ転封となり、同月二八日に松本へ吉田藩主水野忠清が(傍線部A)、吉田へ田中藩主水野忠善が転封を命じられ(傍線部B)、九月一二日に田中へは旗本であった松平忠晴が二万石の加増を受けて入ることとなったことが記述されている。四大名に極力間を置かず転封を命じ、また松平忠晴を旗本から大名に取り立てることで、佐倉藩を再度立藩させ、さらに松本・吉田・田中藩を維持しているものと考えられる。そしてこの対応によって山崎藩改易以前の状態に戻していることになる。ここで確認しておきたいのは、城郭一つ一つが個々別々にあるわけではなく、幕府の軍事戦略に基づいて複数の城郭が連動して一つの秩序を形成していること、さらにこのため維持すべき城郭に優先順位が存在し、場合によっては將軍の命令で一旦は廃藩にすることが可能であることである。

右で見た原則をもう一つ別の事例で確認しておきたい。表の14は天和二年(一六八二)二月に起きた明石藩主本多政利改易時の対応である。「江戸幕府日記」の記述から、同月一六日に明石へ越前大野から松平直明から移り、連動して大野へ下野足利から土井利房が移ることになったことが確認できる^⑬。土井は足利を中心としつつ、常陸・下総・武蔵国にも領地を持つ著しい分散知行の大名であったが、この転封によって越前国大野・丹生・足羽郡に領地を持つ城持大名となった。なお、土井の旧領地は幕府領に切り替えられたものと考えられ、また足利は戸田氏が宝永二年(一七〇五)に一万石で入封するまでその後も立藩・廃藩が繰り返される^⑭。旗本から大名への取り立てがない場合は、こうした分散知行の大名を利用することによって、大名領から幕府領へと切り替えても影響がほとんど出ないように対応しているものと考えられる。先の事例で取り上げた佐倉藩にも当てはまるが、関東の親藩・譜代藩は幕府の都合で立藩・廃藩を繰り返す特徴を持つといえるだろう。幕府は幕府領・旗本領・大名領の互換性が高いという関東の特質を利用することで、できあがった幕藩体制のあり方を大きく変容させないように対応していたのである。

以上のように、大坂を中心にしつつ幕府が建設した城郭が周囲を囲み、そうした城郭の城主が改易を命じられた場合、そのまま無主空白地とすることはなく、関東の譜代藩を廃藩にする等して大名を上方に入封させて、この軍事態勢を維持

していたのである。これは実際に配置される大名の特徴にも反映され、関東とは異なる性格を持った譜代大名が上方には重点的に配置されることとなった。すでに横田冬彦氏が上方の譜代大名は定府を必要とする役職には原則として就任しないこと、上方へ入封する際には役職を免職されること、藩主が幼少であった場合は他地域へ転封を命じられたことを明らかにしている^⑬。右の点に関しては、宝永六年（一七〇九）に酒井忠孝が当時の前橋藩主転封を幕府に願うにあたって「石川主殿頭殿（義孝・淀藩主）・青山播磨守殿（幸督・尼崎藩主）気分重有之候由、万一死去被申候ハ、淀・尼崎者要界之地由下々申候間、若年之衆者被差置間鋪候哉」と述べて^⑭、藩主幼年を理由に挙げて軍事的要衝である淀・尼崎を避けて欲しいと願っている。この史料から逆に言えば前橋藩主は幼少でも構わなかったことになる。また萩生徂徠も「姫路・兵庫・淀・郡山など、要枢の地也とて、幼少にては替る事も、古きかたばかりを守りたる分にて詮なき事也」と上方の譜代大名が幼少であった場合に転封することが慣例であったことを述べているが、同時にこうした転封は不要だとも述べている^⑮。

徂徠が述べているように、享保期以降は藩主幼少を理由に転封することはなくなり、この点も譜代大名の転封が激減していく主たる要因になったと考えられる。例えば郡山藩主本多氏に幼少藩主が続いたため、享保二年（一七一七）「大和郡山城主本多唐之助幼年に候得共、思召旨有之候二付、其儘被指置候間」、同七年に唐之助死去、跡目を弟喜十郎が継ぐものの、「郡山之儀ハ、所柄ニも候間、追而引替被下ニ而有之候」とあるように、幕閣でも再三転封が問題として取り上げられていた。ところが最終的に本多氏に転封を命じることなく、同八年一月喜十郎死去によって本多氏は断絶したため、同九年三月に甲府藩主柳澤吉里に郡山転封が命じられ、甲府藩は廃藩となり幕府領となって明治維新を迎える。従来指摘がある通り、この転封は異例の形で配置した柳澤氏を他藩へ移動させて幕府領とすることが主たる狙いであるが、一方でこれまで見てきたように郡山を無主空白地のままにできずにいずれかの大名を入封させる必要があったために採られた措置でもあったと考えられる^⑯。右の事例のみならず、実際に享保期を過ぎると本章で見たような大規模な転封は消滅し

ていくことになり、以後転封は就職就任時にその城地に何らかの固有の役割が付随して差し支えがある場合に交換転封を行うというのに留まり、^⑮全国各地で譜代大名が定着していくことになる。

以上のように上方は西国支配の軍事拠点としてこれを支える譜代大名が重点的に配置され、それは享保期まで全国各地を巻き込みながら維持され続けてきた。近年、寛文二年(一六六二)に大坂城代に就任した青山宗俊の城代在職中の日記を翻刻した『大坂城代記録』が発刊され、西国大名の監視など、姫路・尼崎藩からの報告を受けつつ遂行された城代の職務が一次史料で明らかにされることになり、「大坂城代を筆頭とした「大坂の幕閣」に与えられていた西国支配の権限は、常に譜代大名との緊密な連携によって支えられていた」^⑯ことが明確となった。大坂の陣終結後、幕府が設定した軍事戦略が一七世紀中も変わらず存在したといえるが、それは領知宛行・転封という將軍独自の権能によって維持されていたものであった。

- ① 北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四) 一八九—一九七頁。
- ② 八木哲浩「大坂周辺の所領配置について」(『日本歴史』二二二—一九六七)。
- ③ 関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』(若田書院、一九九七)がその到達点を示している。
- ④ 朝尾重弘「近世封建社会の基礎構造」(御茶の水書房、一九六七)、『大阪府史』五(大阪府史編集専門委員会、一九八五)、藤井讓治「平時の軍事力」(同編『日本の近世三 支配のしくみ』(中央公論社、一九九一、以下前掲藤井論文)、前掲岩城著等参照。
- ⑤ 白峰句「日本近世城郭史の研究」(校倉書房、一九九八) 第二・三章。
- ⑥ 同前九九頁。
- ⑦ 三宅正浩「近世初期譜代大名論——軍事編成と所領配置——」(『日本史研究』五七五、二〇一〇)。
- ⑧ 『藩史大事典』第一七卷(雄山閣出版、一九八八—一九九〇)をもとにして作成した。なお、『恩榮録・廢絶録 補訂版』(近藤出版社、一九七六)、『徳川加除封録』(近藤出版社、一九七二)、『新訂寛政重修諸家譜』第一—三卷(続群書類完成会、一九六四—一九六六)、藤井讓治「江戸幕府領知判物・領知朱印状の基礎的研究」(科学研究所補助金研究成果報告書、二〇〇五)によって誤りと確認できた場合は訂正している。
- ⑨ 朝尾重弘「畿内における幕藩制支配」(前掲朝尾著、水本邦彦「徳川の家デザイン」(小学館、二〇〇八) 二二—二六頁等参照。
- ⑩ 拙稿「享保九年柳澤吉里転封の歴史的位置」(『新しい歴史学のために』二七二、二〇〇九、以下前掲拙稿⑤)。
- ⑪ 『江戸幕府日記』第九卷(ゆまに書房、二〇〇三)。
- ⑫ 同前第一二巻。

⑬ 国立公文書館所蔵。なお以下で同館所蔵の「江戸幕府日記」を出典とした場合は、同館ホームページで公開しているデジタルアーカイブを使用した。

⑭ 『寛政重修諸家譜』土井利房。

⑮ 『藩史大事典』第二巻「足利藩」。

⑯ 前掲横田論文五七―六二頁。

⑰ 『群馬県史』資料編一四（群馬県史編さん委員会、一九八六）一八三―一八四頁。なお、この前橋藩による転封の願出に關しては、『群

馬県史』通史編四（一九九〇）に記述がある（八九―九一頁）。

⑱ 荻生徂來『政談』（岩波書店、一九八七）八〇頁「武家旅宿の境界を改むる事」。

⑲ 『享保通鑑』（近藤出版社、一九八四）二七・一六〇頁。

⑳ 前掲拙稿⑤。

㉑ 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五）五七四―五八四頁、前掲拙稿②。

㉒ 『大坂城代記録』（二）（大阪城天守閣、二〇〇七）九九頁。

第二章 幕府官僚・旗本・譜代大名の分離

譜代大名が頻繁に転封を命じられて全国各地を移動していた理由として、一七世紀における幕府官僚制の特質が挙げられる。【史料3】は「江戸幕府日記」の天和二年（二六八二）二月の記述である

【史料3】^①

（天和二年二月二二日条）

一、本多中努大輔殿（忠国）奥州福嶋々播州姫路へ所替

一、土屋相模守殿（政直）土浦々駿州田中へ所替

（同月一五日条）

一、戸田山城守殿（忠昌）、岩築城主二被 仰付并壹万石御加増賜ル、都合五万五千石

（同月一九日条）

一、松平因幡守殿（信興）、土浦城主二被 仰付、上総五千石加増、都合二万二千石、若老中御免、御奏者役被 仰付

まず天和元年一二月田中藩主酒井忠能改易にもなつて、【史料3】にあるように、翌年二月一二日に土浦藩主土屋直が田中へ転封を命じられ、同月一九日に土浦には武蔵・下総で一七〇〇石を有していた松平信興が五〇〇〇石の加増を受けて城持大名として入封することが命じられた。松平信興はこの転封以前には藩として伝わらない大名であったが、これは同月一五日に岩槻へ転封を命じられた戸田忠昌も同じである。戸田は延宝四年(一六七六)に所司代となり上方に領知が宛行われて赴任していたが、天和元年老中に就任したため、【史料3】の中に記述されているように岩槻藩主となつた。戸田は、延宝四年―天和元年の所司代就任期間は上方の譜代大名であることは間違いないが、藩という形では伝わらないのである。これは【史料3】の中で田中藩主となつた土屋政直が、貞享元年(一六八四)七月に大坂城代となり、元大坂城代太田資次の嫡子資直に田中城を明け渡して上方へ新たに赴任することになっており、戸田の所司代就任期間と同じであり藩としては伝わらない。さらにその土屋は貞享四年に老中となるが、同時に大坂城代となつた松平信興がその居城土浦城を新老中の土屋に明け渡して上方に赴任することになっており、この松平信興の大坂城代・所司代就任期間も同様である。④

「藩」という用語を使用する場合、これらは「大坂城代藩」としか言いようがないのであるが、一七世紀の京都所司代・大坂城代は、郡山藩主ら上方譜代大名と同じ性格を持つており、幕府官僚と譜代大名ははまだ分化しきっていないからである。これが元禄―享保期を境に変わる。元禄四年(一六九二)吉田藩主小笠原長庸は吉田藩主の立場のまま京都所司代へ、享保三年(一七一八)加納藩主安藤重行は加納藩主の立場のまま大坂城代に就任し、安永三年(一七七四)に最終的に切り替わる。元禄―享保期に全国各地の譜代大名が各藩主の立場で所司代・城代に就任するようになり、上方譜代大名と分化することとなつたのである。

以下では、幕府官僚と譜代大名が分化していく変化が自然発生したものではなく、幕府の行った政策によるものであつたことを見ていく。すなわち幕府は当該期に知行・課役・領主権のあらゆる制度面で、同じ徳川家中である旗本から最終

的に分離して、譜代大名を外様大名と同じ藩として位置づけていくのである。まず知行面であるが、元禄七年五月朔日の「覚」によって、一万石以上の大名の加増・転封に際して、朱印状が発給されることとなった^⑦。この点に関しては、藤井讓治氏によって同年正月の転封に遡って適用され、柳澤吉保を始めとする五大名に五月二十五日付の領知宛行状が発給されたことが明らかにされている^⑧。また種村威史氏は、柳澤吉保に代表されるように徳川綱吉の寵愛を受けて取り立てられ加増を受ける大名らの存在に注目して、当該法令が領知宛行状の大量発給が予想される中で領知判物の権威を維持するためのものであったことを明らかにしている^⑨。ここでは両氏とは異なる点に注目して、この「覚」の歴史的意義を考えてみたい。「覚」では「壹万石以上之面々江御加増又ハ所替被仰付候ハ、向後御書出之節、御朱印被下候」と記述されており、種村氏もこの「向後御書出之節」という文言に注目しているが、ここでは「御書出」が具体的に何を指すかを明らかにすることで、氏とは異なる位置付けを行うことにする。【史料4】【史料5】は徳川将軍が柳澤氏歴代当主に発給した文書を同家の家臣が書き留めた控に写されている「御書出」である。【史料4】は天和三年正月一日に加増を受けた際に、【史料5】は元禄五年十一月四日に加増を受けた際に発給されたものを写し、なおかつその経緯を記述している^⑩。なお、吉保は元禄元年十一月二日に一万石を加増されて大名に列している^⑪。

【史料4】

御頂戴之月日不知

一、御書出 壹通

高式百石 上総国

山辺郡
武射郡之内

右者天和三亥年正月十一日式百石御加増、都合千三拾石之高二被 仰出候

【史料5】

元禄六丙年二月十五日

一、御書出 彦通

撰津国

豊嶋郡之内
川部郡之内

河内国

渋川郡之内

高三万石

和泉国

泉郡之内
大鳥郡之内

橘樹郡之内

武蔵国

都築郡之内
久良岐郡之内

相模国

鎌倉郡之内
高座郡之内

右者元禄五申年二月十四日三万石御加増、都合六万式千三拾石之高二被 仰出候、

【史料4】の「御書出」は吉保が上総国山辺・武射郡で二〇〇石を加増された際に、【史料5】は撰津国豊嶋・川辺郡、河内国渋川郡、和泉国大鳥・和泉郡、武蔵国橘樹・都筑・久良岐郡、相模国鎌倉・高座郡で三〇〇〇石を加増された際に発給された「御書出」を写している。この加増を受けて、吉保はそれぞれ合計一〇三〇石、六二〇三〇石となった。なお【史料4】【史料5】ともに原文書が残されており、柳沢文庫には、「知行割」と上書された包紙に包まれ、堅紙に石高、国郡が記述された「御書出」が全部で六通現存している。^⑩【史料4】が旗本時代の、【史料5】が大名になって以降の「御書出」ということになるが、元禄七年令の「向後御書出之節」という文言は、【史料5】のように大名に対する「御書出」を出す場合は、すべて一律に朱印状で発給する形式に変更する、という意味であったと考えられる。

従来注目されたことはなかったが、この「御書出」は当時の史料中でも容易に見えてくる。例えば同時期の「江戸幕府日記」の中では、天和二年六月二十九日条「土井能登守(利房) 营中召之、領知御書出頂戴之」、天和三年一〇月一〇日条

「於御座間、牧野備後守（成貞）領知之御書出頂戴之」「久世出雲守（重之）領地之御書出頂戴之」というように大名の加増・転封の度に発給されている。これは【史料4】で見たように旗本も同じであり譜代大名と区別はない。【史料6】は貞享四年二月一八日に先手山岡景助が長崎奉行に命じられた際の「江戸幕府日記」の記述である。

【史料6】^④

（貞享四年二月一八日条）

一、同十八日 従昨日南風烈已上刻迄小雨 御役替被 仰付之、御先手山岡十兵衛、右御座間江被召出之、長崎奉行被 仰付之旨 御直二被 仰出之、且又御加増五百石被下之、小十人組番頭北條新左衛門、西丸留守居牧七左衛門、右兩人一同御座間江被 召出之、院附被 仰付之旨 御直二被 仰出之、且又五百石宛御加増被下之、（後略）

（同年三月七日条）

同七日晴、山岡十兵衛・北條新左衛門・牧七左衛門、先頃御加増之領知 御書出被下之、於御黒書院溜阿部豊後守渡之、老中列座 新左衛門・七左衛門江被下之、御黒印并奉書是又豊後守渡之、（後略）

山岡と同時に加増を受けた他の旗本も傍線部にあるように「御加増之領知 御書出」を発給されている。以上のように、同じ徳川家中から創出される譜代大名と旗本は知行制度の観点から言うくと区別はなかつたのである。元禄七年令はこの「領知之御書出」を、一万石以上の大名に対する加増・転封の場合はずべて一律に朱印状で発給するように変更して、旗本と譜代大名の区別を生み出し、外様・譜代大名一律の知行宛行を確立させたものといえる。

これと関連することになると考えられるが、大名軍役に關しても同じである。寛永一〇年（一六三三）の軍役令により、外様・譜代の区別なく同じ軍役体系に組み込まれ、城請取の軍役等はこの軍役令に基づいて果たされた。従来の研究にお

いても元禄―享保期に軍役が直接軍事を目的としたものではなく、河川普請等の当該期に拡大する行政的諸課題への対応として大名に命じられていくことが明らかにされてきたが、^⑮定義や賦課方法が大きく転換していく。第一に大名軍役が火消・河川普請に留まらず、役職就任などまで含む形で再定義されることである。これによって役職就任と領知行・転封が切り離され、なおかつ老中・所司代・城代等の役職就任は、大名火消や河川普請と同じ位置づけをもつ大名課役として位置づけられた。^⑯具体的な事例で見ると、例えば淀・龜山藩は膳所・郡山藩とともに京都大名火消を担当する藩であったが、淀・龜山両藩の藩主は延享四年（一七四七）以降京都大名火消を免除されて、寺社奉行や老中など定府が必要な役職に就任していくことになった。これは上方に限ったことではなく、全国各地の譜代大名もまた、淀・龜山藩主らと同じ形式で関東や上方に転封することなく、老中・所司代・城代等に就任していくことになったものと考えられる。

第二に、第一の変化と不可分な関係にもあるが、所領周辺の地域に限定されずに、全国各地の火消・治水等に動員されていくことである。この場合、外様・譜代の別なく、また地域を限定せずに全国の大名が石高に基づいて賦課されていく。その大きな契機となったのが宝永四年（一七〇七）の富士山噴火であり、翌年被災地域の復旧のため岡山藩や小倉藩らが河川浚に動員されていくことになった。こうしたあり方は一旦停止されるものの、享保二〇年（一七三五）以降再び開始され、全国の大名が関東・東海の河川普請に大規模に動員されていくこととなる。例えば、郡山藩は京都大名火消を免除されて、宝暦一二年（一七六二）、天明元年（一七八二）にそれぞれ江戸城虎の門―山下門の堀浚の手伝普請、日光名代を命じられて勤めている。^⑰

以上のように、譜代大名が元禄―享保期に同じ徳川家中として創出され未分離であった旗本と区別され、外様大名と同じ藩として位置づけられ全国で定着していく。これは視点を逆にすれば旗本も同じで、譜代大名と区別されつつ、最終的に旗本独自の位置づけがなされていく過程でもあったと考えられる。周知のように元禄期に地方直しが行われ、元禄一〇―一三年に関東を中心とする大規模な知行割替が行われ、これを最後に広範囲な知行地設定が終わる。^⑱また領主権に関し

でも同じであり、一七世紀末―一八世紀半ばにかけて、旗本・譜代大名ともに再定義が行われるものと考えられる。譜代藩だけを対象とした法令ではないものの、元禄一〇年六月の自分仕置令によってその権限を確定し、これは『御触書寛保集成』に収録され、以後法令として機能していき、^②また旗本に対しては上方では明和七年（一七七〇）一領一支配切政策によって、江戸の指示で、大坂町奉行所が処理してきた一領切の變事を、以後各知行主の責任で処理させようとするからである。^②

以上のように、幕府官僚・旗本・譜代大名が自然に分離したのではなく、当該期に幕府は、その知行・課役・領主権を再定義しつつ、幕府官僚・旗本・大名の存在形態・役割・権限を最終的に分離させているのである。その結果として、当該期に全国各地で一斉に譜代大名が定着し、なおかつ関東・上方で幕府領・旗本領・大名領が分離していくのである。また所領交代に関する原則が最終的に確立し、幕府領・大名領・旗本領・役知領が固定化するとともに、以降は幕府領と役知領を交互に繰り返す決まった地域だけで領主交代が行われることになる。なおこれに伴って城主と城代の性格も明確に分離する。貞享元年に元大坂城代太田資次の嫡子資直と田中藩主土屋政直の両者が事実上交換転封を行っていることから、一七世紀段階では城代と城主は同じ譜代大名であり交代可能な存在であった。これは形式上譜代大名が城郭を与えられていても、わずか数年で頻繁に入れ替わることによって、結果として城郭を預けられている城代という性格を払拭していなかったことと同義である。

そしてこれは城郭にも当てはまることで、幕府直轄城郭と譜代城郭の両者の性格は完全に分離していなかったことになる。これは築城時に家康・秀忠の意向が強く反映されて幕府の奉行が関わり、築城自体が幕府城郭と不可分のものとして連動していることも関わる。一つの共通した軍事戦略のもとで城郭同士が連動して機能していたのであり、譜代大名の居城であるが、幕府城郭でもあるという性格を払拭していないのである。元禄―享保期に各藩主が転封することなくその居城を有したまま上方に赴任し直轄城郭を預かる城代へと転換し、同時に各地で城郭を与えられた譜代大名はほとんど交

代せず、幕末維新を迎える城主となり、この両者は分化していく。八木氏が提唱した幕府領国としての性格を持った上方は、当該期を起点にして、安岡重明氏が提唱した非領国²³としての性格を強く帯びていくこととなるのである。

- ① 国立公文書館所蔵。
 - ② 『寛政重修諸家譜』戸田忠昌。
 - ③ 前掲拙稿③七—一〇頁。
 - ④ 『寛政重修諸家譜』松平信興。
 - ⑤ 前掲横田論文六六頁。
 - ⑥ 同前、前掲拙稿③第一章。
 - ⑦ 「被仰出留」（国立公文書館所蔵）。
 - ⑧ 藤井讓治「領知朱印改め以外の領知朱印状発給」（同『徳川將軍家領知宛行制の研究』（思文閣出版、二〇〇八））。
 - ⑨ 種村威史「領知宛行制史における元禄七年令の位置」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇（八）』（二〇一〇））。
 - ⑩ 「御朱印・御判物・御称号之御黒印・御一字之御黒印・御系図控」（『豊田家文書』整理番号五〇五二、大和郡山市教育委員会所蔵）。
 - ⑪ 同前、『寛政重修諸家譜』柳澤吉保。
 - ⑫ 柳沢文庫所蔵。
 - ⑬ 国立公文書館所蔵。
 - ⑭ 同前。
 - ⑮ 前掲藤井論文。
 - ⑯ 笠谷和比古「將軍と大名」（前掲『日本の近世（三）』、前掲拙稿③、拙稿「元禄—享保期三部における消防制度設立」（『ヒストリア』二〇一九、二〇〇八、以下前掲拙稿⑥）。
 - ⑰ 以下当該期に関する大名課役の転換に関する記述は、前掲拙稿③第
- 三・四章の分析による。
- ⑱ 「幽蘭台年録」宝暦二年六月一五日条、「附記」天明元年二二月二日条（柳沢文庫所蔵）。
 - ⑲ 所理喜夫「元禄検地」と「元禄地方直し」の意義」（『徳川將軍権力の構造』（吉川弘文館、一九八四））初出は一九六四）等参照。
 - ⑳ 小倉宗「江戸幕府上方支配の原理とその転換——元禄四年奉行所・地方の分離政策と明和七年大坂町奉行支配國改革を中心に——」（二〇〇五年二月日本史研究会近世史部会報告、報告・討論要旨は『日本史研究』五二五号（二〇〇六）に掲載）も同様の指摘を行っている。
 - ㉑ 平松義郎「旗本の刑罰権」（『法制史研究』九、一九五九、塚本学「幕藩関係からみた生類憐み政策」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四四年度（一九八〇））、藤井讓治「元禄宝永期の幕令——「仰出之留」を素材に——」（同『幕藩領土の権力構造』（岩波書店、二〇〇二）、初出は一九七六、二二—二三五頁）。
 - ㉒ 熊谷光子「大坂町奉行所への諸届と「村々」」（『日本史研究』四二一、一九九七）、同「畿内・近国の旗本知行所と在地代官」（『日本史研究』四二八、一九九八）。
 - ㉓ 安岡重明「近畿における封建支配の性格——非領国に関する覚書——」（同『日本封建経済政策史論』（大阪大学経済学部社会経済研究室、一九五九）、初出は一九五八）。なお大宮氏もこの元禄期に「非領国」の端緒があるという見通しを述べている（前掲大宮著）。

第三章 軍事戦略の転換

前章で幕府官僚・旗本・譜代大名の存在形態・役割が最終的に分離したことを見たが、重要なのは、ただ分離したのではなく、分離したことを踏まえてそれぞれの役割・権限が制度化されて幕藩領主全体で分業関係を形成し、上方において立体的な支配構造を構築していくことになった点である。上方の軍事態勢に注目すると、大名間ではいずれの大名が有事の際にどここの直轄都市へ出動するか、その管轄・担当が紆余曲折を経ながら制度化されていく。京都は享保七年（一七二二）に郡山・膳所・淀・亀山四藩が担当する形で確立し、奈良・伏見へはそれぞれ隣接する郡山藩・淀藩が出動することになった^①。なお当該期に幕藩関係や藩内部でも制度化されていく譜代藩による直轄都市への出動は、直接軍事を目的としたものではなく、火消や治安維持の性格を強く帯びていくことになった。こうした動向の一環と考えられるが、大津の火災に際しては隣接する膳所藩が担当した。一九世紀初頭の史料と考えられるが、膳所藩士が残した文書の中に、「京石山大津駆合心得覚」という史料が存在し、膳所藩が京都以外にも出動したことが分かる。

【史料7】^②

大津出火之節心得何書覚

- 一、北ハ尾花川橋限
- 一、西ハ八町黒門限
- 一、右之場所出火之節ハ、石原庄三郎様江御使者相勤可申哉
- 一、右場所外者駈付之上、出役人江出会仕候而已ニ而、御使者相勤候ニ及不申候哉
- 一、円満院様・三井寺一山江者、御領之有無ニ不抱大抵五六町程之内ニ候者、御使者相勤可申候哉

御附紙、右五六丁外二而茂格別大火二及候歟、風並等悪敷候者見斗二而、御使者相勤可然候哉

一、山上村出火之節ハ家統二而ハ無御座候得共、宮様并三井寺御近辺之義御座候者、駆付并御使者相勤可申候哉

一、都而駆付候上、聊之義二而早速消火二及候程之儀ニ御座候者、何方江も御使者相勤申間敷候哉、但し御双方格別御近辺之義ニ御座候ハ、其節見斗相勤可申候哉

御附紙、及消火出役人引取候跡江駈付候ハ、所之者江駈付候段申述、手札差出し引取可然哉

一、円満院様江御使者御者頭相勤、三井寺一山・石原庄三郎様江者、御纏奉行相勤候心得二而可然哉

出勤人数は不明ではあるが、膳所藩は京都のみならず大津出火の際にも出勤したと考えることができる。この史料によつて膳所藩による大津への出勤の具体像が分かることになるが、「伺書覚」となつては、何の形式で記述され、返答は残念ながら記述されていない。まず、「北ハ尾花川橋限」「西ハ八町黒門限」については大津代官石原庄三郎（寛政七（二七九五）―文政四（二八二二））へ使者を送るかどうか、それ以外の場所は出勤しても代官所より出勤してきた手代への報告だけでよいかどうか尋ねている。大津代官所周辺を基本的な出勤対象として代官自身への報告が必要かどうか尋ねているものと考えられる。さらに、この出勤規定に加えて「石山駈合先駈心得之事」という規定も存在し、膳所藩は石山寺へも出勤することとなつていたことが分かるが、この規定には「元文三年（一七三八―注筆者）七月定」と記述されていることから、大津にもこの頃に出勤することとなつたと考えられる。

岩城氏は尼崎藩が大坂へ、岸和田藩が堺へ出勤することを明らかにしており、こうした出勤は直轄都市と隣接する譜代藩の關係として普遍的に見られるものであると考えられる。なお、淀藩は伏見が大火の場合に限つて出勤するというようにその役割は限定されたものになつてはいるが、これは元禄九年（一六九六）に一旦廃止された伏見奉行が同一一年に京都の軍事的防衛をも担当する役職として復活したことによるものと考えられる。^①幕府官僚と大名のそれぞれの役割が別々で

はなく、連関しながら当該期に制度化されていることが重要である。また京都大名火消に關しても、当初は所司代が勤めていた火番を周辺の大名が担当する火消制度として設立し、一方これら大名に対する指揮権を所司代のみならず旗本役である京都町奉行・禁裏附・上方目付などの幕府官僚が有することになり、いずれの大名も所司代・町奉行ら幕府官僚の指揮監督下に一律に編成されている^⑤。当該期に幕府官僚・旗本・譜代大名が分離して、幕府官僚間では権限・役割が明文化されて機構が整備され、また大名間では、この幕府官僚の指揮監督のもとでそれぞれが担う軍役が制度化・固定化されているのである。

重要な点は、右のように当該期に行われた上方支配の再編は、全国支配再編の一環として進められたものであり、両者が不可分のものとして連動していることである。さらにこの再編のそもそもの契機・発端は、幕府が西国有事に備えた前衛として上方を、後衛として関東を位置づける軍事戦略を転換させたこと、この転換によって関東・上方両地域の差異・相違が解消され、全国各地が均質化していくことにあった。上方に即して具体的に見ると、一七世紀には関東とは異なる性格を持つ譜代大名が重点的に配置され、これら譜代大名が西国有事に備えて協働していた。ところが軍事戦略が転換することによって、当該地域の譜代大名は大きく二つのタイプに分かれ分業していくことになる。一つが大坂城を中心にして従来の西国支配の軍事拠点としての機能を維持していくグループで、その後も役職就任しない姫路・郡山・岸和田・膳所藩主などがこれに含まれ、以降も定府せずに上方支配に深く関与する。もう一つが淀・龜山・篠山藩主などのグループであり、当該期以降上方支配から切り離されて老中等に就任して定府することになり、全国支配に深く関与する。

そして繰り返し述べてきたがこれは上方だけでなく全国各地も同じ変化があり、譜代大名は転封することなく老中・所司代・城代に就任するようになり、それぞれの役職の権限および昇進ルートが明確に整備されながら全国を覆う形で幕府官僚制機構が最終的に確立していく。さらに譜代大名に限らず、外様大名もが関東・東海の河川普請に動員され、大名と地域、大名と国家の關係が大きく転換しており、今後の課題ともなるが、全国各地において上方で見られるものと類似の

分業関係が検出できるものと考えられる。また江戸を視点にして位置づけてみると、江戸と上方、さらには江戸と全国各地が結合しながら幕藩領主全体で分業関係が構築されるようになったものと考えられる。軍事に向けられていた労力・負担は、地域差を解消しながら幕府を中心とした国家的規模での安定的・効率的な支配構造の形成と維持に振り向けられることとなったのである。^⑦

また右のような変化は幕藩領主間のみで留まるわけではなく、権力と社会の関係上でも新しい状況を生み出していく。領主が担う役割がそのまま領民への負担にもなるからである。例えば膳所藩では享保七年三月二七日に「京詰御非番月、京駈合人足五拾八人申付」とあり、具体的には別保村七人、北大路村六人、国分村六人、鳥居川村五人、橋本村五人、神領村三人、大江村一〇人、大萱村七人、新浜村三人、矢橋村六人という具合に負担が決められている。^⑧ また郡山藩では、天明八年（一七八八）の京都大火に際しては、領内の村の宮座日記に、「松平甲斐守様御火消二御出被遊候而諸人足等殊之外多入申候」とあり、^⑨ 領内に負担が懸けられたことが分かる。近世の軍隊の特徴として多数の人夫が必要であるため、領内の町・村に多大な負担が課せられることになる。大名の役割が制度化・固定化したのが、それは同時にその所領の領民が負担する役も制度化し固定化していくことを意味した。これは大名領だけでなくその他の所領でも同じであり、例えば直轄城郭である大坂城・二条城の維持・修復の負担が幕府領に課せられている。^⑩

さらに右の点とも関わるが、上方では幕府の出先機関である京都・大坂町奉行所等が、幕府領・大名領・旗本領・禁裏御料・公家領・寺社領を問わず直接負担を課していく、という新しい状況も生み出されることとなった。右のように大名が幕府直轄都市などの領外に出動して対応していくことは自ずから限界があるためである。例えば郡山藩ら京都周辺の諸藩が京都と政治・経済等の面で深い関係にあったことは重要ではあるが、それでも京都大名火消という形で、藩士・領民に著しい負担を伴いながら、その治安維持・防災等を日常的に担当するというのは、受益と負担の関係が著しく乖離してしまうという問題を新たに生じさせるためである。これは上方に限ったことではなく、自己の所領や地域とは関係が薄い

にもかかわらず命じられる関東・東海地域の河川普請も同じ問題を抱えており、幕府は受益と負担の関係を再定義する必要に迫られることになった。

このため享保期に綱吉政権末期の政策を引き継ぐ形で、統一権力としての性格・役割を拡大させながら、この問題に一定程度の解決が図られる^⑩。幕府は大名軍役を削減しつつ、江戸・京都等の各都市で都市居住者に負担を求める町火消制度化を行い、村落には同五年幕府が費用の一〇分の一を負担し、残余を国役として百姓に賦課する国役普請の制度化を行う。この際例えば京都の町火消制度化では従来諸役免除であった朝廷関係の役を勤める町人や寺社の境内門前まで賦課したため、嘆願が各所から出されるとともに、制度化以降も妙法院などの有力寺社は幕府の命令に實際は従わず、独自性を維持しようとし続ける。これは国役普請制度においても同様であり、畿内においては享保七年に制度化されるが、例えば添下郡の春日社・興福寺領の三〇カ村は、「此度城州・河州・撰州大川筋御普請御入用金、五畿内へ割譜被為仰付候趣文御触書謹而奉拝上候、然処ニ春日神領興福寺下之儀ハ往古今大和國中村並之掛り物等一切掛り不申候」と春日社・興福寺の特殊な用を勤めることを理由に国役普請制度の免除を願っており、以降も各地で免除闘争が繰り返されることとなった。

以上のように、元禄期から幕藩領主間でその役割等の制度化が始まるが、それは紆余曲折を経つつ、享保期に町・村を巻き込みつつ、その役割・負担が制度化・固定化していくこととなった。それは以前とは異なり、幕府が統一権力としての性格・役割を拡大させて強制力を以て社会に介入していくことに他ならないが、当該期の社会がそうした権力を不可欠とする歴史段階でもあった点が重要である。またそれは各都市・所領で完結するものではなく、上方全体で様々な負担と結びついて複雑に絡み合いながら定着していくこととなった点も見逃してはならないであろう。幕府領・旗本領・大名領が分離し定着したことを見たが、負担を含めつつ定着したことによって今度は所領交代が困難になり始めたといえるだろう。以降、この元禄―享保期に確立した所領構成や負担のあり方を基礎としながら行政需要の拡大に対応していくことになるが、各藩の役割も当該期に出来上がった出動態勢・任務を基礎にしながら少しずつ拡大していく。ここでは一八世紀後半

の状態を郡山藩による大坂への出動を事例に確認しておきたい。

天保八年（一八三七）の大塩の乱において、すでに尼崎・岸和田藩だけでなく、篠山・姫路・郡山・龜山藩等が出動していることが明らかにされているが、その出動過程に関しては未だ不明な点も多い。郡山藩に関しても、現段階では状況証拠や部分的な説明に留まっているため、実際にいつ、どのようにして大坂へ出動するようになったのかは不明である。

まず寛政五年（一七九三）の年紀を持つ「大坂出火申合帳」^⑩でその出動に関する基本的事実を確認しておきたい。本史料は郡山藩が大坂へ出動する際のマニュアルにあたる。この留の中で口上を述べる相手として、「両町奉行小田切土佐守（直年）・松平石見守（貴弘）」と記述されているため、両名が大坂町奉行在職中の天明七年（二七八七）―寛政二年の状況を記録したその写であると考えられる史料であり、この期間に幕府の大坂役人と郡山藩との間で成立した協定であると考えられる。まず大坂出火の際は、「大和田屋善兵衛より注進有之」^⑪場合、使者を派遣することになっている。大和田屋善兵衛は幕府領の用達を勤めていたことがすでに明らかにされており、郡山藩の用達も兼ねていたと考えられる。派遣された使者は、大坂城代・定番・加番・大番頭・町奉行・上方目付に口上を述べることとなっている。特に城代に対しては、「倉銀（暗）峠迄、火消人数差出置候、御用之儀も御座候は、被仰付候様存候」とその指示を仰ぐように規定されている。「此御口上、御城代計」とあることから、郡山藩出動の権限は大坂城代が掌握していたと考えられる。この出動した火消部隊は、「倉銀峠ニ踏留罷在、御使者番より大坂表江乗込候様、案内有之候は、早々罷越可申候」と暗峠で待機し、派遣した使者が大坂城代からの出動要請を伝達次第、大坂へ入る。暗峠は、大坂と奈良をほぼ直線的に結んだ最短距離のルートで、郡山藩の管理によって宿場的機能が維持されていた。

以上が、大坂出動に関して郡山藩が大坂城代等の幕府役人と取り決めた協定であるが、実際に機能したのがすでに触れた大塩の乱であった。その出動過程はこれまで不明であったが、以下の史料から分かる。【史料 8】は大塩の乱後の褒賞の記録である。

松平讃岐守（頼恕・高松藩主）

松平甲斐守（柳澤保泰・郡山藩主）

岡部内膳正（長和・岸和田藩主）

右、讃岐守ハ蔵屋敷人数差出、大坂御城迄手先相固、甲斐守ハ倉銀峠迄人数差出候上、御城代差固ニ随ひ、右追手先相固、内膳正ハ早速人数差出、二番手人数も途中迄差出候由ニ有之、右夫々手当行届候段ハ無相違相聞候得共、賊徒共と手合いたし候儀も無之上ハ、讃岐守・内膳正ハ先達而御賞詞有之候儀ニ付、以上別段之御沙汰ニハおよび申問敷、甲斐守儀ハ大坂表二屋敷無之、御賞之趣達洩候由ニ付、右ハ今般諸家江御賞詞被下候御振合を以、御当地おゐて御賞答有之可然哉ニ奉存候

傍線部では暗峠まで出動して待機し、城代の指示を受けて大坂城追手門に詰めたことが記述されており、これまで述べてきた協定の内容と一致する。郡山藩を事例にその役割をまとめると、第一に京都・奈良への出動のように將軍から命じられた役割、第二に大坂への出動のようにある時点で現地役人との間で事前協定を作成して担う役割、第三に所司代・城代から臨時に要請を受けて出動する役割程度には区別でき、一八世紀後半以降における上方幕府直轄都市の軍事的防衛はこれら周辺諸藩による出動が重層的に組み合わさって成り立っていたといえるだろう。幕府直轄都市は、幕府役人・直轄軍だけでは支配が成り立たず、こうした大名の存在を前提にはじめて成り立つ状態であり、一八世紀半ばよりその経済政策において幕府と藩の両者は衝突し始めるもの^⑪、幕府はかつてのように簡単に転封・領知替を命じることができなくなっていくともいえるのである。

① 前掲拙稿①②、拙稿「淀藩出動と石清水八幡宮の領主権——火災時における対応」（『京都府立大学文化遺産叢書』四「八幡地域の古文

書・石造物・景観」（京都府立大学文学部歴史学科、二〇一一）。
② 「高橋正孝家文書」。大津市歴史博物館架蔵紙焼資料を使用した。

③ 前掲岩城論文①。

④ 前掲村田論文。

⑤ 前掲拙稿③第三章。

⑥ 小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』（瑞書房、二〇一〇）。

⑦ 朝尾直弘氏が一八世紀初頭に軍役削減が行われたことよって大規模な身分移動が起き、「身分的中間層」が形成されていくことを明らかにしている（『一八世紀の社会変動と身分的中間層』（日本の近世一〇 近代への胎動）（中央公論社、一九九三））。

⑧ 『膳所藩郡方日記』五（膳所藩史料を読む会、一九九三）四六頁。

⑨ 『西矢田宮座年代記』（柳沢文庫古文書クラブ、二〇一〇）五三頁。

⑩ 村田路人「大坂城・藏修復役と支配の枠組み」（前掲村田著、初出は一九九三）、『安堵町史』史料編上（安堵町史編纂委員会、一九九〇）一一〇―一一三頁。

⑪ 前掲拙稿⑥。

⑫ 『大和郡山市史』史料編（柳沢文庫専門委員会、一九六六）三三三―三三六頁。

⑬ 内田九州男「大塩事件と大坂城代」（『大塩研究』一三、一九八二）、

第四章 大名領国と城下町

幕藩関係や周辺地域との関係に注目して譜代大名が定着していくことを見たが、本章では領主・領民関係においても一八世紀半ばにかけて譜代藩が確立していくことを明らかにする。村田氏が大坂において用聞と呼ばれる役請負人の存在を明らかにしているが^①、氏が明らかにしている通り兵農分離した近世社会においては領主が住む都市と所領の村々をつなぐ必要不可欠な存在として普遍的に発見できるものと考えられる。郡山城下においても近世初期から存在していたものと考えられるが、まず本章ではこの役請負人が、前章で確認した郡山藩が直轄都市へ出動していく役割を拡大させていく中で、

前掲岩城論文①。

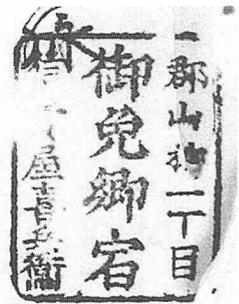
⑭ 「豊田家文書」整理番号三三五五（大和郡山市教育委員会所蔵）。

なお原文書は虫損が激しく部分的にしか開披できないが、開披できる箇所は「京都・南都・大坂・小泉出火之節申合帳」（『公儀勤方集』柳沢史料集成五）（柳沢文庫保存会、一九九六）の大坂出火の際の記述と一致する。このため、「京都・南都・大坂・小泉出火之節申合帳」は京都・奈良・大坂・小泉への出動のマニユアルを一冊にまとめ直したたものであると考えられ、本稿では本史料を使用して分析することにした。

⑮ 備中国倉敷代官所による幕領支配を分析した山本太郎氏が、天明一寛政期における大坂用途としての機能と役割を明らかにしている（同『近世幕府領支配と地域社会構造——備中国倉敷代官役所管下幕府領の研究』（清文堂出版、二〇一〇）第二章第一節）

⑯ 国立史料館編『大塩平八郎一件書留』（東京大学出版会、一九八七）三三〇頁。

⑰ 前掲岩城論文②。



【写真1】

藩政にとつて必要不可欠な存在へと定着していく様相を見ていきたい。なお各都市で明らかにされている領主支配と村々をつなぐこうした町人たちは、用聞、用達、郷宿など史料中に異なる呼称で登場し、それぞれの存在形態・役割も異なることも明らかにされているが^②、郡山の史料では郷宿で登場し、用聞・用達などとも共通した性格を持つている。

【写真1】は、郡山藩大庄屋の家に残された横帳の表紙右下に押された印である^③。

同家には、本史料のように大庄屋寄合などに懸かった費用を書き上げ、同様の印が押された勘定帳が豊富に残されている。印には「柳町一丁目／御免郷宿／信口屋喜兵衛」とあるが、「御免郷宿」は藩公認の郷宿を指すと考えられ、また郡山城下の柳町一丁目周辺は「城ノ口」とも呼ばれる郡山城の玄関口にあたる^④。この郷宿かどうかは不明であるが、文化一三年（一八一六）の結崎村在住の大庄屋の日記には正月に「柳町壺丁目、大庄屋詰切、廻り状廿日受取」と大庄屋が同町で参会したと考えられる記述がある^⑤。このことから、柳町一丁目の郷宿に領内から大庄屋が集まり寄合を開き、この寄合に懸かった費用が勘定帳として作成され、【写真1】のような郷宿の印が押されて残っているものと考えられる。また同町の町法である天保一四年（一八四三）作成の「永代定」では、鍛冶職人などともに宿屋への家屋敷売買が禁止されているが、その補足条項に「但、郷宿者不苦」と記述されているため、藩公認ではないものも含めて複数の郷宿が営業していたものと考えられる。「城ノ口」である同町に郷宿が集住していることは、大坂城大手門そばの谷町などに郷宿が集まっていたことと類似するであろう^⑦。

なおこの郷宿の具体的な仕事に関しては、例えば寛政七年（一七九五）領内の伴堂村茂平次・富本村彦兵衛が作成した水車油稼嘆願に関する「乍恐奉願口上書」では^⑧、「私共兩人共郡山町宿屋小泉屋又五郎方江御預ヶ被仰付、依之私共兩人外二付添人兩人并伴堂村大庄屋長兵衛、但馬村大庄屋甚四郎共郷宿ニ罷有候処、数日何之御召も無之」と記述しており、

他都市の郷宿と同じように、領主への公事訴訟等に関わっていることが分かる。また大宮守友氏が春日若宮祭礼の供物準備を請け負う奈良の町人の存在を明らかにしているが、次の【史料9】^⑩は宝暦三年(一七五三)の郡山藩領における春日祭礼の負担に関する史料である。

【史料9】^⑩

一、毎年掛物入用銀之儀十月二大庄屋寄会相談之上諸事相極、請負人より証文取之、月番御代官所江当番之大庄屋より上ル

一札之事

一、春日御祭礼掛鳥近年私共御請負仕、是迄無滞相勤申候、依之当年も御吟味之上当酉年掛鳥一式代銀式貫式百五拾目二相定御請負仕無滞相勤可申候、縦諸式高直二罷成候共右銀高二而相勤可申候、為其一札仍而如件、

酉十月 請負 紙屋三郎兵衛 印

山辺屋次右衛門印

大庄屋中

(中略)

一、十一月廿日九ツ時当番大庄屋并庄屋兩人郡山町宿着、請負人方へ案内入候得ハ請負人ハ町宿迄為挨拶罷越申候、夫より当番之者御代官所へ届二廻り町宿二而致賄支度、請負人召連南都江罷越、(後略)

史料中の「近年」とあるのが何時を指すのか不明であるが、村々が賦課されて上納の義務を負う負担を一括して請け負う町人がいて、大庄屋に請負証文を提出している。こうした町人は近世初期から存在したものと考えられるが、役負担の増加・拡大と連動する形で広がり定着していくものと考えられる。特に郡山藩の場合、直轄都市や所領周辺に出動してい



【写真2】

いたことが確認できるからである。これに関して、【写真2】は【写真1】と同じ大庄屋の家の文書に押されていたものであるが、この印にある海老屋善助が郡山城下では重要な役割を果たしている。なお「郷宿海老屋善助」と記述した文書もあり、彼もまた「郷宿」を名乗っていたことが確認できる。

海老屋の印が押してある文書には「異国船二付御役所御出張購入用書」（安政元年（一八五四））等があり、郡山藩が軍役を命じられて幕末に各地へ出動した際に作成されたものが豊富にある。もう少し具体的に見ると、大庄屋がその支配にかかった経費を書き上げた「仲ヶ間諸入用算用帳」（嘉永六年（一八五三））の中には「百九拾六匁七分式厘 江戸行人足給銀 海老屋払」とあり、また「仲ヶ間諸入用算用帳」（安政元年）の中には「壹貫六百五拾八匁式分壹厘 京・大坂御固二付郷宿えひ屋賄代」とあることから、軍役に必要な人足の宿となっていたり、あるいは人足を村に代わって調達していたものと考えられる。またこれに留まらず、嘉永三年—安政六年の代官の主な仕事を書き上げた留書の中にも、「竹川雄右衛門・清水勘左衛門・新藤斧右衛門巳（安政四年—注筆者）六月二十四日郷宿海老屋善助方へ罷出、大庄屋共不残御代知惣代不残へ申諭之書付」とあり、藩役人が海老屋にて大庄屋等に対して、ペリー来航、京都警衛の増大、郡山城の修復等、相次ぐ御用に関する教諭を行っていることも確認できる。各藩の役割が制度化されたことで、従来の請負業を基礎としな

く任務が制度化されたために、この任務の一端を請け負う町人が藩政にとっても重要な位置づけを持つようになっていく点が重要である。例えばすでに大塩の乱に郡山藩が出動したことは触れたが、この際に藩領の村の宮座文書では、「尤郡山御殿様大坂手跡被仰付、御領分迄人足五六百人計り手伝被成、郡山郷宿迄詰掛候」と記述され、郷宿が郡山藩出動に際して何らかの役割を果たして

がらこうした町人たちがその位置づけを拡大させていくものと考えられる。

次に郡山藩の経済政策に関してであるが、かつて尾崎藩を事例に八木氏が明らかにしたように、同藩でも幕府から一定程度の独自性を持った経済政策を実施していく。郡山藩では元禄五年（一六九二）に藩札発行を開始するが、宝永四年（一七〇七）に幕府の禁止令で発行を停止し、享保十五年（一七三〇）の許可制によつて、以降は幕府に一五カ年ごとの年季願を繰り返しながら藩札発行を実施し通用させていく。具体的には城下の町人である太田・八尾村屋・永原屋の三掛屋が銀札発行元となり、銭売所は日野屋・津乃国屋を含む五カ所が命じられ、さらにその下請をする小引替所を領内各所につくり富裕な百姓にあたらせた。【史料10】は大庄屋・庄屋を務めた家に残された文書であり、文政九年（一八二六）にこの小引替所任命を願ったものである。

【史料10】^⑩

乍恐奉願上口上書

一、御銀札之儀、殊之外御通用宜恐悦至極ニ奉存候、然ル処、私居村分北手城州木津・吐師辺ニおゐて御銀札請札人御座候得共、御当所迄余程道法も有之候得者、此上右之方江罷越、御銀札請札人等相進候得者、御銀札弥御通用御手広ニ相成、淀・伏見辺迄も自然御通用被_レ可仕と乍恐奉存候二付、何卒私方ニ而 御銀札小引替被 仰付被 下置候儀奉願上候、尤右之所ニ私居村迄も余程隔有之候二付、勝手宜様私親類吐師問屋喜右衛門方ニ而小引替所銀札取集所与申木札為掛置、中取次キを以小引替仕当時百式拾貫目御下被 成下御仕度奉願上候、（中略）万々一臨時有之候節ハ、一同御差支無之様可仕候間、何卒右願之通御銀札小引替所之儀、御聞濟被為 成下候者、広太之御慈悲与冥加至極難有仕合奉存候、以上

文政九戌年二月 五条村 吉田勘兵衛（印）（奥印二名省略）

御代官様

願書であるため勿論割り引いて考える必要があるが、自分や山城国吐師に居住する親類に藩札の小引替所・取集所を命ずること、その通用が淀・伏見まで広がるであろうと述べている。実際に吉田勘兵衛は小引替所になっていることから、この願書は藩によって採用されたものと考えられる。領外通用を意図したかどうかは分からないが、領内においては幕府支配から一定程度独立した経済政策を展開している。郡山藩は京都・奈良奉行所の「支配国」の中にありその広域支配を受けるが、一定程度の独自性を持った藩政を展開しているといえるだろう。

以上のように、定着した大名家とその拠点である城下町、さらに所領の三者が藩の政策や役負担のあり方を通して結びつきを強めていく。これは郡山城・城下町と郡山藩領の村々に限ったことではなく、視点を変えてみれば、幕府直轄都市と幕府領の村々でも同様であったものと考えられる。この問題を、享和元年（二八〇二）に大和国の幕府領の一部が郡山藩領へと切り替えられた際の村々の対応を事例に見ていきたい。同年一〇月、郡山藩領の伊勢国鈴鹿・三重郡一五カ村が上知され、大和・河内兩國四〇カ村で替地が与えられた。この際に幕府領から郡山藩領へと変更になった村々は激しく抵抗運動を行っている。よく見られる運動であるため、史料の記述をそのまま信じることは危険であるが、これまで述べてきたこととも関連するので最後に触れておきたい。使用するのは文化四年（二八〇七）二月に式下郡平田村で作成された「和州河州御料所之内郡山御私領渡一件」^⑧という表題を持つ史料である。同村は享和元年に郡山藩領に編入されたが、同村は編入に際して幕府領時代の通りの支配方式を願って聞き届けられ、これを確認し引き継いでいくために作成したのが本史料である。

まず「寛政十一未年大和國中御料所之分御私領渡二被仰付候而差支有無御札二付、其節之御支配御代官小堀縫殿様御役所江惣代として大西村庄屋藤兵衛罷出差当り差支之申訳無御座候得共」と記述され、幕府が領知替を命じた場合、差支があるかどうか村々に尋ねて村から返答していることが分かり、幕府が一方的にはなく事前に領知替が可能かどうか調査していることが分かる。幕府は領知替によって問題が起こりうる可能性を認識して事前に調査していることは興味深いで

あろう。次に「享和元酉年六月頃和州御料所之内ニ而松平甲斐守様御私領渡ニ相成候段流布有之候ニ付、村々役人共最寄々ニおゐて組合毎度会談之上」と記述され、郡山藩領に切り替えられる噂が流れ、同村は領知替の反対運動を始める。これは他の村も同様であり、本史料では「小堀様御代官所者数ヶ村之儀別而古今稀成願筋ニ付御利解之趣村方江相談、或者村々小前之もの共よりも願之様子為伺晝夜之無差引京都往返之人者只籬之齒を引がごとく物騒敷」と、その反対運動が激しく巻き起こったことが記述されている。

以下では同村が要求した中で特に興味深い内容を見ていきたい。なお他村にも関わる要求が含まれており、同村単独の運動ではなく、領知替になる村々が連携して要求を作り上げた可能性が高い。まず「同年夏頃於最寄大庄屋被仰付可然旨御沙汰有之候得共、就御領分之儀者は迄惣代ニ而相勤来候ニ付」とあり、郡山藩は藩領支配の要である大庄屋を任命しようとするが、惣代として勤めてきたため、そのまま継続していくことを願い、藩から了解を得ている。これは編入以後、「御代知惣代」と呼ばれ、一四〇〇〇石の新領を四人で担当した^⑩。次に春日祭礼の供物賦課に関しては、まず「甲斐守様御役人中様思召ニ者古御領分割合を以新領古領一様ニ被成度御掛合有之候得共」とあり、郡山藩は当然のことながら領内に同じ負担を求め、新領地にも従来の藩領と同じように賦課しようとする。ところが、「御私領者馬人足御手入ニ付、御料所ニ而之馬人足可相掛所無之故矢張御料所之節同様相勤候、依之古領と者別請負人江相渡惣代添上郡より兩人、国中より兩人十一月廿日より罷越諸事見届」とあるように、幕領時代の負担量を維持し、なおかつ郡山藩領を請け負う者とは別の請負人に頼みたいと願っている。なお惣代の勤め方に関しても従来通りのままにして欲しい旨を願っていることから、大庄屋任命を拒否したのは単なる役職名にこだわったのではなく、従来地域の社会の仕組みそのものを残したかったからであると考えられる。また別の負担においても「小堀様御支配中南都郷宿吉野屋善十郎、道具屋清九郎兩人請負罷在候、御引渡後も在来之通兩人請負御年貢郡山江上納仕候」と述べて、従来通り奈良の請負人を介して勤めたい旨を願っている。以上のように平田村が作成した願書の内容を見てきたわけであるが、「御代知惣代」が実際に認められていること、さ

らに「右御願之旨御許容御引渡無滞相済、御代知御役所も別台に御立被下候而」と記述されており、願いが許可されて引き渡されていると考えられること等から、これらの内容は実際に郡山藩に許可されたものといえる。大庄屋と惣代庄屋の「間」に関しては久留島浩氏の研究があるが、当時においても両者は明確に区別されて認識されており、また郡山藩は組合村―惣代庄屋制を否定して、藩の支配機構の中に組み込むことができなかったといえるであろう。さらにこの組合村が奈良の請負人を不可欠な要素として組み込みながら機能していたことも重要であろう。直轄都市奈良と幕府領の村々もまた一八世紀を通じて容易に変更できない結びつきを構築しており、郡山藩編入にあたっても従来のあるまま維持せざるを得なかったものと考えられる。

右の問題に関連して、宮崎克則氏が、宝暦期の唐津藩転封をめぐるおきた領民による反対運動を分析し、同時期に経済的負担が民衆に転嫁されることを理由に転封反対運動が各地で起こることを明らかにしている。また安藤正人氏が享保九年の柳澤氏転封により甲斐国が幕府領となったことよって、甲府では甲府城・都市支配に関し、その維持機能が都市住民の負担として転嫁されたために、従来の負担体系が大きく改変され、後に負担軽減運動が展開することとなったことを明らかにしている。②③ 上方においては、岩城氏が明和二年（一七六五）に起こった尾崎藩主転封に反対する嘆願運動を、さらに明和の上知によって西宮と周辺村との関係は一変し、領域権力として長年培ってきた藩領の仕組みが崩壊し、一方で宿駅の仕組みが大きく改変された様相を明らかにしている。④

右の研究成果や本章の分析から一八世紀後半以降は幕府の都合だけで転封・領知替が簡単にはできなくなっていくといえるだろう。享保期に各所領が固定化したことよって、領主・領民関係だけでなく、都市と農村でも結びつきが強まり、さらには各領主・所領の役割の制度化を土台としながら上方全体の支配構造が確立したことよって、逆に簡単に転封・領知替ができなくなっていくのである。天保改革期に大名・旗本や民衆から猛烈な批判・抵抗にさらされて、三方領知替・上知令が撤回に追い込まれるのは、幕府権力の衰退・失墜も主要な理由であるが、支配・被支配にかかわらず、一八

世紀を通じて定着した安定的かつ効率的な支配構造が破壊されてしまうとという問題も背景にあったといえるだろう。宝暦—天明期に百姓一揆や打ちこわし、さらには広域訴願が多発し、民衆運動が量的にも質的にも転換するが、民衆はこの支配構造のもとで、これを否定しながら肯定もして、新しい時代を準備していくものと考えられる²⁰。

- ① 村田路人「用聞の諸機能と近世支配の特質」（前掲村田著、初出は一九九〇）、同「奉行所用達の諸機能」（前掲村田著、初出は一九九一）。
- ② 同前、岩城卓二「大坂町奉行所と用達」（前掲岩城著、初出は二〇〇〇）、同「訴願と用達・郷宿」（前掲岩城著、初出は二〇〇〇）。
- ③ 「大庄屋郷宿算用帳（申七月）」（個人蔵、奈良市教育委員会寄託）。柳沢文庫架蔵データを使用した。
- ④ 拙稿「郡山城の「御殿」「五軒屋敷」について」〔Regional〕一一、奈良県立同和問題関係史料センター、二〇〇九。
- ⑤ 「辻組御用留」（結崎辻村富井家文書）三四—六（天理大学図書館所蔵）。
- ⑥ 柳沢文庫所蔵。
- ⑦ 注②。
- ⑧ 「田原本町史」史料編二（田原本町史編さん委員会、一九八六）七五一—七九頁。
- ⑨ 大宮守友「奈良奉行と春日若宮祭礼」（前掲大宮著、初出は二〇〇六）。
- ⑩ 「広陵町史」史料編下（広陵町史編纂委員会、二〇〇二）二〇五頁。
- ⑪ 「西矢田宮座年代記」六四頁。
- ⑫ 「御仲間用賄入用書（戊七月）」（個人蔵、奈良市教育委員会寄託）。柳沢文庫架蔵データを使用した。
- ⑬ 「諸書上并伺書留」（塚田家文書）（柳沢文庫所蔵）。
- ⑭ 八木哲浩「幕府領国と尼崎藩——尼崎市立地域研究史料館「地域史研究——尼崎市立地域研究史料館紀要——」一四—三、一九八五、「尼崎市史」二（一九六八）。
- ⑮ 「大和郡山市史」（柳沢文庫専門委員会、一九六六）三三九—三三〇頁。
- ⑯ 「乍恐奉願上口上書（藩札小引替所開設二付）」（吉田能己氏所蔵文書）。柳沢文庫架蔵データを使用した。
- ⑰ 藪田貫「摂河支配国論」（前掲藪田著、初出は一九八〇年、前掲大宮著）。
- ⑱ 「田原本町史」史料編二、八七頁。
- ⑲ 前掲「諸書上并伺書留」に大庄屋・御代知惣代を褒賞する際に、その支配管轄の違いなどによって、両者を区別して褒賞しようとする²¹こと等が記述されている。
- ⑳ 久留島浩「中間支配機構」を「社会的権力」論で読み直す——惣代庄屋と大庄屋の「間」——（久留島浩・吉田伸之編「近世の社会的権力——権威とヘゲモニー——」（山川出版社、一九九〇）。
- ㉑ 宮崎克則「藩主の転封と領民動揺をめぐる問題——肥前唐津藩その他を素材として——」（『日本歴史』四四七、一九八五）。
- ㉒ 安藤正人「近世甲府の都市構造と役負担」（『史料館研究紀要』一三、一九八一）。
- ㉓ 前掲岩城論③。
- ㉔ 藤田覚「幕藩制国家の政治史的研究——天保期の秩序・軍事・外交

——〔校倉書房、一九八七〕、『新修大阪市史』四（新修大阪市史編纂委員会、一九九〇）四三七—四四〇頁、藪田貫編『天保上知令騒動記』（清文堂出版、一九九八）。

②⑤ 前掲拙稿④において当該期の民衆運動に関する簡単な見通しを述べている。

おわりに

本稿では、元禄—享保期に幕府が全国支配における上方の位置づけを転換させたことよって、幕府領国としての性格を強く持った当該地域が、一七世紀末—一八世紀半ばにかけて、非領国としての性格を帯びていくことを明らかにした。その背景としては、一七世紀においては同じ徳川家中から創出され未分離であった幕府官僚・旗本・譜代大名が、幕府が進める政策の中で最終的に分離していき、その分離を踏まえた上で、上方のみならず国家的規模で分業関係が構築されるという変化があった。またこの変化と連動しつつ、幕府が統一権力としての性格・役割を拡大していくことで新たな矛盾・問題が生み出されるものの、ここで確立した安定的・効率的な支配構造は、以降たとえ將軍の命令であつても容易に動かしがたいほど全国各地で深く根を下ろしながら定着していくこととなる。元禄—享保期に譜代大名が転封する必要がなくなり一斉に定着していくのであるが、定着したことよって今度は、権力構造上も、権力と社会の関係上も、転封・領知替ができなくなっていくのである。最後に本稿で明らかにしたことをまとめつつ、今後の課題を述べて結びとしたい。

第一に譜代藩の城下町という観点からは、享保期以降譜代大名の転封が激減して全国各地で藩として確立し、その城下町が藩領内の村々や周辺地域と容易には切り離せない関係を構築しながら、政治・経済の拠点として定着していくことを明らかにした。近年の近世都市史研究が都市内部を詳細に分析するもの^①、その都市を取り巻く政治・社会全体との関わりの中で、近世都市がどのような特質を持ち、どのような歴史的展開を歩むのか解明できていない。本稿で明らかにしたような領主の交代と定着、あるいは幕藩権力がその性格を転換させていくことが、都市社会自体の構造やそこで生活する人々にどのような影響を与えたのか、さらには逆に都市社会が幕藩体制全体をどのように変えていくかを分析し、近世都

市から近代都市への転換を明らかにする必要があるといえるだろう。

第二に全国支配の再編という観点からは、西国有事に備えて上方と関東は当初異なる位置づけを持っていたが、幕府はこの軍事戦略を転換させることで、両地域はもとより全国各地の地域差を解消させながら、国家的規模での政治的一体性を生み出していくことを明らかにした。それは同時に幕府が仮想敵と見なしていた西国外様藩の位置づけを転換させたことと表裏一体の関係にあり、軍事政権として発足した江戸幕府が統一権力としてその性格と役割を転換させ、新しい政治理念のもとで全国支配の再編を行っているものと考えられる。その中心としての三都、とりわけ江戸を、国家史と都市史の一体化を図りながら分析し直す必要があると考えられる。

① 都市史研究会編『年報都市史研究』一―一八（山川出版社、一九九三―二〇一〇）、佐藤信・吉田伸之編『新体系日本史六 都市社会史』

（山川出版社、二〇〇二）等参照。

（京都府立大学講師）

options to obtain a more secure factory. Since the mid-seventeenth century, the Dutch had repeatedly asked the Sultanate of Golkonda to build a new factory of stone with high resistance to fire, but never succeeded until the beginning of the next century after the Sultanate was conquered by the Mughals. As to the town wall, it was in 1686 while they occupied Masulipatnam for a few months that the Dutch finally built it. In short, the EIC at Madras could fortify the factory and town from the beginning, while it took years before the VOC at Pulicat and Masulipatnam had a town wall and a factory built of stone.

In the early seventeenth century, the VOC had been able to participate in trading activities that were being carried out at the pre-existing port town and could profit thereby. In the mid century, however, there was growing unrest on the Coromandel Coast because of successive wars. Even such unstable circumstances, it was difficult for the Dutch to attempt to start construction of “defensive works” without the approval or agreement of the local authorities governing the town, with whom they had been negotiating in business for years. On the other hand, there were no such established relationships at Madras between the English and the local authorities. We can say that the fortified port town of Madras could be established because it was only a small and insignificant village in local politics.

Kamigata Cities under Shogunal Jurisdiction and *Fudai* Domains in Early-Modern Times

by

FUJIMOTO Hitofumi

This article focuses on the relationship between cities under direct shogunal (*bakufu*) jurisdiction and the hereditarily allied *fudai* domains in the Kamigata region in an attempt to clarify the character of the ruling structure of the Kamigata region and its historical development. In the 17th century the Kamigata region played the role of a key military point in the event of an emergency in the western provinces, and the *fudai* lords were assigned to important points to uphold the system. The cities under direct

bakufu jurisdiction and the castle towns of the *fudai* lords functioned in a coordinated fashion, and the *fudai* lords stationed in the region assisted in preparation for emergency action in the western provinces.

However, from the end of the 17th century through the beginning of the 18th the *bakufu* altered its previously held military strategy, reorganizing its rule throughout the nation, including the Kamigata region. As a result the castle towns of the *fudai* domains that had strongly held the character of military and supply bases came to be political and economic strong points. Furthermore in the Kamigata region the dual system of rule, i.e., that of the *Edobakufu* and that of each local domain or individual lord, began to develop.

Migrants et culture dans une société urbaine:
le cas des provinciaux à Paris au XIX^e siècle

par

NAGAI Nobuhito

Au XIX^e siècle, Paris a connu une croissance démographique vertigineuse: la population de la capitale française a quintuplé en cent ans, atteignant à son sommet 2,7 millions d'habitants. Cette expansion rapide est due, pour une grande partie, aux flux d'immigration de provinciaux. Dans les années 1890, plus de la moitié des Parisiens étaient originaires des départements hors la Seine. Une telle croissance engendre, à elle seule, différents problèmes sociaux: manque de logements, mauvais état sanitaire, instabilité de l'emploi, etc. D'autre part, la France a conservé tout au long du XIX^e siècle une grande diversité linguistique et culturelle. Une enquête administrative effectuée sous le Second Empire montre qu'un Français sur deux maîtrisait mal ou pas la langue française. Même au tournant du siècle – c'est-à-dire bien après les lois Ferry –, il y avait des régions, à commencer par la Bretagne, où une bonne partie de la population parlaient dans leur vie quotidienne une langue régionale. Or, si Paris a sans cesse accueilli le flot d'immigrés, la ville n'était-elle pas devenue une société où se côtoyaient des gens d'origines différentes? Comment, dans ce cas-là, ils vivaient dans un même espace? N'y a-t-il pas eu de difficultés ou de conflits? Ces questions